

大阪広域水道企業団水道技術管理者の職務等に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和2年3月31日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第12号

大阪広域水道企業団水道技術管理者の職務等に関する規程
の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団水道技術管理者の職務等に関する規程（平成28年大阪広域水道企業団管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）<u>第19条（法第31条において準用する場合を含む。）</u>に規定する水道技術管理者（以下「技術管理者」という。）の職務等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(技術管理者の職務)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) 水道施設が法第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査<u>（法第22条の2第2項に規定する点検を含む。）</u>に関すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 給水装置の構造及び材質が法第16条の政令で定める基準に適合しているかどうかの検査に関すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 法第22条の3第1項の台帳の作成に関すること。</u></p> <p><u>(8)～(10) (略)</u></p> <p>(技術管理者の職務に係る報告)</p> <p>第3条 技術管理者は、前条第1号から第</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）<u>第31条</u>において準用する<u>法第19条</u>に規定する水道技術管理者（以下「技術管理者」という。）の職務等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(技術管理者の職務)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) 水道施設が法第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査に関すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 給水装置の構造及び材質が法第16条の<u>規定に基づく</u>政令で定める基準に適合しているかどうかの検査に関すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p><u>(7)～(9) (略)</u></p> <p>(技術管理者の職務に係る報告)</p> <p>第3条 技術管理者は、前条第1号から第</p>

7号までに規定する措置等を取り、それが重要又は異例な事項と認められる場合は、企業長に報告しなければならない。

2 技術管理者は、前条第8号、第9号又は第10号に規定する措置等をとる場合は、事前に企業長に報告しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合で、事前に報告を行うことができないときは、措置後、直ちに企業長に報告しなければならない。

別表（第4条関係）

職務	補助者
第2条第1号	事業管理部技術管理課長 村野浄水場長 村野浄水場浄水調整課長 村野浄水場浄水運用課長 村野浄水場保全課長 村野浄水場整備課長 庭窪浄水場長 庭窪浄水場浄水運用課長 庭窪浄水場庭窪管理課長 庭窪浄水場大庭管理課長 庭窪浄水場三島・万博管理課長 送水管理センター所長 北部水道事業所長 北部水道事業所維持管理課長 北部水道事業所送水課長 東部水道事業所長 東部水道事業所維持管理課長 東部水道事業所送水課長 南部水道事業所長 南部水道事業所維持管理課長 南部水道事業所送水課長 泉南水道センター所長 四條畷水道センター所長

6号までに規定する措置等を取り、それが重要又は異例な事項と認められる場合は、企業長に報告しなければならない。

2 技術管理者は、前条第7号、第8号又は第9号に規定する措置等をとる場合は、事前に企業長に報告しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合で、事前に報告を行うことができないときは、措置後、直ちに企業長に報告しなければならない。

別表（第4条関係）

職務	補助者
第2条第1号	事業管理部契約検査課長 事業管理部村野浄水場長 事業管理部村野浄水場浄水調整課長 事業管理部村野浄水場浄水運用課長 事業管理部村野浄水場保全課長 事業管理部村野浄水場整備課長 事業管理部庭窪浄水場長 事業管理部庭窪浄水場浄水運用課長 事業管理部庭窪浄水場庭窪管理課長 事業管理部庭窪浄水場大庭管理課長 事業管理部庭窪浄水場三島・万博管理課長 事業管理部送水管理センター所長 事業管理部北部水道事業所長 事業管理部北部水道事業所維持管理課長 事業管理部北部水道事業所送水課長 事業管理部東部水道事業所長 事業管理部東部水道事業所維持管理課長 事業管理部東部水道事業所送水課長 事業管理部南部水道事業所長 事業管理部南部水道事業所維持管理課長 事業管理部南部水道事業所送水課長 事業管理部泉南水道センター所長 事業管理部四條畷水道センター

	<p>阪南水道センター所長</p> <p>豊能水道センター所長</p> <p>忠岡水道センター所長</p> <p>田尻水道センター所長</p> <p>岬水道センター所長</p> <p>太子水道センター所長</p> <p>千早赤阪水道センター所長</p>		<p>所長</p> <p><u>事業管理部</u> 阪南水道センター所長</p> <p><u>事業管理部</u> 豊能水道センター所長</p> <p><u>事業管理部</u> 忠岡水道センター所長</p> <p><u>事業管理部</u> 田尻水道センター所長</p> <p><u>事業管理部</u> 岬水道センター所長</p> <p><u>事業管理部</u> 太子水道センター所長</p> <p><u>事業管理部</u> 千早赤阪水道センター所長</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
同条第3号	<p><u>事業管理部</u> 技術管理課長</p> <p>泉南水道センター所長</p> <p>四條畷水道センター所長</p> <p>阪南水道センター所長</p> <p>豊能水道センター所長</p> <p>忠岡水道センター所長</p> <p>田尻水道センター所長</p> <p>岬水道センター所長</p> <p>太子水道センター所長</p> <p>千早赤阪水道センター所長</p>	同条第3号	<p><u>事業管理部</u> 契約検査課長</p> <p><u>事業管理部</u> 泉南水道センター所長</p> <p><u>事業管理部</u> 四條畷水道センター所長</p> <p><u>事業管理部</u> 阪南水道センター所長</p> <p><u>事業管理部</u> 豊能水道センター所長</p> <p><u>事業管理部</u> 忠岡水道センター所長</p> <p><u>事業管理部</u> 田尻水道センター所長</p> <p><u>事業管理部</u> 岬水道センター所長</p> <p><u>事業管理部</u> 太子水道センター所長</p> <p><u>事業管理部</u> 千早赤阪水道センター所長</p>
同条第4号	<p>水質管理センター所長</p> <p>水質管理センター水質管理課長</p> <p>泉南水道センター所長</p> <p>四條畷水道センター所長</p> <p>阪南水道センター所長</p> <p>豊能水道センター所長</p> <p>忠岡水道センター所長</p> <p>田尻水道センター所長</p> <p>岬水道センター所長</p>	同条第4号	<p><u>事業管理部</u> 水質管理センター所長</p> <p><u>事業管理部</u> 水質管理センター水質管理課長</p> <p><u>事業管理部</u> 泉南水道センター所長</p> <p><u>事業管理部</u> 四條畷水道センター所長</p> <p><u>事業管理部</u> 阪南水道センター所長</p> <p><u>事業管理部</u> 豊能水道センター所長</p> <p><u>事業管理部</u> 忠岡水道センター所長</p> <p><u>事業管理部</u> 田尻水道センター所長</p> <p><u>事業管理部</u> 岬水道センター所長</p>

	太子水道センター所長 千早赤阪水道センター所長
(略)	(略)
同条第6号	村野浄水場総務課長 村野浄水場浄水調整課長 村野浄水場浄水運用課長 村野浄水場保全課長 村野浄水場整備課長 庭窪浄水場総務課長 庭窪浄水場浄水運用課長 庭窪浄水場庭窪管理課長 庭窪浄水場大庭管理課長 庭窪浄水場三島・万博管理課長 北部水道事業所長 北部水道事業所維持管理課長 北部水道事業所送水課長 東部水道事業所長 東部水道事業所維持管理課長 東部水道事業所送水課長 南部水道事業所長 南部水道事業所維持管理課長 南部水道事業所送水課長 水質管理センター水質管理課長 泉南水道センター所長 四條畷水道センター所長 阪南水道センター所長 豊能水道センター所長 忠岡水道センター所長 田尻水道センター所長

	<u>事業管理部</u> 太子水道センター所長 <u>事業管理部</u> 千早赤阪水道センター所長
(略)	(略)
同条第6号	<u>事業管理部</u> 村野浄水場総務課長 <u>事業管理部</u> 村野浄水場浄水調整課長 <u>事業管理部</u> 村野浄水場浄水運用課長 <u>事業管理部</u> 村野浄水場保全課長 <u>事業管理部</u> 村野浄水場整備課長 <u>事業管理部</u> 庭窪浄水場総務課長 <u>事業管理部</u> 庭窪浄水場浄水運用課長 <u>事業管理部</u> 庭窪浄水場庭窪管理課長 <u>事業管理部</u> 庭窪浄水場大庭管理課長 <u>事業管理部</u> 庭窪浄水場三島・万博管理課長 <u>事業管理部</u> 北部水道事業所長 <u>事業管理部</u> 北部水道事業所維持管理課長 <u>事業管理部</u> 北部水道事業所送水課長 <u>事業管理部</u> 東部水道事業所長 <u>事業管理部</u> 東部水道事業所維持管理課長 <u>事業管理部</u> 東部水道事業所送水課長 <u>事業管理部</u> 南部水道事業所長 <u>事業管理部</u> 南部水道事業所維持管理課長 <u>事業管理部</u> 南部水道事業所送水課長 <u>事業管理部</u> 水質管理センター水質管理課長 <u>事業管理部</u> 泉南水道センター所長 <u>事業管理部</u> 四條畷水道センター所長 <u>事業管理部</u> 阪南水道センター所長 <u>事業管理部</u> 豊能水道センター所長 <u>事業管理部</u> 忠岡水道センター所長 <u>事業管理部</u> 田尻水道センター所長

	岬水道センター所長 太子水道センター所長 千早赤阪水道センター所長		事業管理部岬水道センター所長 事業管理部太子水道センター所長 事業管理部千早赤阪水道センター所長
同条第7号	指定しない。	同条第7号	(略)
同条第8号	(略)	同条第8号	(略)
同条第9号	(略)	同条第9号	(略)
同条第10号	(略)		

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。